平成２７年（フ）第８６号
北海道小樽市新富町８番15号　メゾンドタナカ203、前住所北海道小樽市潮見台２丁目14番15号
債務者　宮野　詩子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第７３号
岩手県花巻市若葉町２丁目11番７号　コーポ桂103号
債務者　伊藤　竜男
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７８号
岩手県北上市中野町２丁目22番17号　ワコール中野３号、旧住所岩手県北上市青柳町１丁目５番13号　鬼柳アパート２号
債務者　八角　飛鳥
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第７９号
岩手県北上市平沢10地割60番地
債務者　小田島貴之
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１０９号
茨城県牛久市南１丁目32番地14、前住所茨城県小美玉市羽鳥2718番地49
債務者　笹目　　順
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
茨城県取手市宮和田264番地
債務者　塚本　　力
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
茨城県龍ケ崎市4744番地４　コーポ高根Ｂ棟101号室
債務者　菊地　定夫
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２６号
茨城県稲敷市角崎574－４　第１レジデンスＢ101号、住民票上の住所茨城県稲敷市中山4317番地13
債務者　鈴木　理恵（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
長野県松本市埋橋２丁目11番５号
債務者　岡田　美幸
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１７５号
長野県松本市庄内３丁目６番50号　庄内ハイツ101号
債務者　小穴　芳一
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６１号
長野県下伊那郡天龍村平岡456番地２
債務者　宮澤由希恵
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１５３号
兵庫県宝塚市中山桜台３丁目17番５号、前住所兵庫県神戸市北区西山２丁目33番地の６
債務者　丸本　喜宜
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
兵庫県尼崎市武庫川町４丁目77番地の４、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目３番20―552号
債務者　上山　麻美
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８５号
兵庫県尼崎市西川２丁目13番31―104号、前住所京都市山科区竹鼻西ノ口町35番地１　プルーリオン竹鼻206号
債務者　嶋本　　徹
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０４号
兵庫県西宮市甲子園五番町８番３―104号
債務者　奥仲　裕子（旧姓上地）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２３号
徳島県徳島市新浜町１丁目489番207　（住民票上の住所）徳島県徳島市新浜町１丁目４番33号、旧住所徳島県小松島市中田町字広見38番地
債務者　植本喜与子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
徳島地方裁判所民事部